

## 令和7年度 パラスポーツクラブ振興事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「東京都パラスポーツ団体普及活動支援事業実施要綱」に基づき、パラスポーツの普及振興に資することを目的とする「パラスポーツクラブ振興事業」の実施に必要な事項を定める。

(事業内容)

第2条 本事業は、都の負担金を受けた公益社団法人東京都障害者スポーツ協会（以下「協会」という）が、東京都におけるパラスポーツクラブ振興活動を主たる事業として団体が行う日常の練習会等の事業に対して助成金を交付する事業である。

(対象団体)

第3条 この事業の対象となる団体は、東京都におけるパラスポーツクラブ振興活動を主たる事業としている団体（以下「団体」という。）で、下記の要件を満たす団体とする。

### 1 クラブを単位とした団体

(1) 原則として都内に居住している者で構成され、構成員のうち障害者が10名以上であること。（同時に2つ以上の団体に所属する者については、いずれか一つの団体の構成員として計上すること。）

(2) 月1回以上のスポーツ活動を行っていること。

(3) 単一の職場（学校、施設）に所属している者のみで構成されていないこと。

### 2 本事業を活用する団体は、パラスポーツの普及振興を目的に都民に開かれた形で活動することとし、主に以下に該当する活動を行うものとする。

(1) 活動を希望する者の受け皿として、団体が実施する活動への参加受入れを行うこと。

(2) ホームページ等で団体の活動情報や連絡窓口を掲載する等、活動に対する門戸を広げるための情報発信を行うこと。

(対象事業期間)

第4条 助成対象となる事業の実施期間は、当該年度における4月1日から翌年2月末日までとする。

(対象経費)

第5条 本事業の助成金は、別表に掲げる経費を対象とする。

(助成額)

第6条 助成額については、実施事業の有効性を勘案し、当該年度の予算の範囲内で助成額を決定するものとする。

2 助成金の交付上限額は、1団体あたり最大10万円とする。なお、パラスポーツの振興を目的とするために、新規の団体を優先して予算の範囲内で助成することとし、助成期間は最大5年とする。

3 2の団体へ助成を行っても、当該年度の予算に余剰額が発生する場合、第3条に定める対象団体の要件を満たす6年目以降の団体の場合、助成限度額を6万円として、当該年度の予算を超えない範囲内で助成を決定できるものとする。

(助成金の申請)

第7条 本事業による助成を希望する団体は、当該年度の5月31日(消印有効)までに下記の書類を郵送またはメールにて協会に提出すること。なお、押印が必要な書類は郵送とする。

**※提出期日を厳守とし、期限後の提出は一切受け付けない。**

- ① 事業申請書・誓約書(様式1-1)
- ② 公金取扱者・経理担当者登録書(様式1-2)
- ③ 団体登録書(様式1-3)
- ④ 構成員名簿(様式2)
- ⑤ 事業計画書(様式3-1、3-2)
- ⑥ 当年度予算書(様式4)
- ⑦ プログラム・開催要綱(案)等

※交付決定前に支出予定の経費についても、対象経費として申請することが可能だが、審査の結果、交付対象として認められない可能性があるので留意すること。

※各種様式は、当協会から取り寄せるか、協会のホームページからダウンロードすることで入手可能である。

2 申請書類の提出に際し、公金取扱者及びその他1名にて、必ずダブルチェックをした上で提出すること。

(事業の決定)

第8条 協会は、団体が申請した事業について、その内容を審査し、「パラスポーツクラブ振興事業助成金の審査結果について(通知)(様式5)」により、当該年度における対象事業および助成金の交付決定額について、当該年度の6月末日までに団体へ通知する。なお、協会は、適正な事業及び助成金の交付を行うため必要と認めるときは、事業内容及び助成金の交付対象とする経費について条件を付すことができるものとする。

(事業の変更・取り下げ)

第9条 助成金の対象となる事業の計画を変更する場合は、事業実施予定日以前に「**計画変更承認申請書**(様式6)」を協会に提出しなければならない。ただし、協会が軽微なもの

と認めた場合についてはこの限りではない。

- 2 協会は前項の申請を受理した場合は内容を審査し、承認する場合は「計画変更の承認について（通知）（様式7）」により団体に通知する。なお、必要に応じて対象事業の決定内容を変更し、条件を付することができるものとする。
- 3 対象事業を取り下げる場合は、事業実施予定日以前に「取り下げ申請書（様式8）」にその理由を記載の上、協会へ提出しなければならない。
- 4 協会は前項の申請を受理した場合は内容を審査し、その結果を「パラスポーツクラブ振興事業取り下げについて（通知）（様式9）」により団体に通知する。

（団体情報の変更）

- 第10条 第7条による申請後、団体の所属員の変更が生じた場合、その都度「団体構成員変更届」（様式10-1）に変更内容を記載の上、協会へ提出しなければならない。
- 2 第7条による申請後、本事業担当者の変更が生じた場合、その都度「団体担当者変更届」（様式10-2）に変更内容を記載の上、協会へ提出しなければならない。

（事業報告）

第11条 申請団体は、報告書の提出前に、公金取扱担当者及其他1名の計2名によるダブルチェックを行ったうえで、当該年度の2月末日（消印有効）までに以下の必要書類を郵送またはメールにて提出すること。なお、押印が必要な書類は郵送とする。

- ① 完了報告書（様式11）
- ② 精算報告書類（様式12）
- ③ 事業実績報告書（様式13）
- ④ 活動写真
- ⑤ 通帳添付欄
- ⑥ その他、協会が提出を求めた書類等

※報告の際は、適切な箇所に押印がされているか再度確認をすること。

また、原本を貼付した用紙とその用紙のコピーを両方とも提出すること（原本を貼付した用紙は後日返却する）。

※各種様式は、当協会から取り寄せるか、協会のホームページからダウンロードすることで入手可能である。

（額の確定）

第12条 協会は、前条の定めにより団体より提出を受けた書類を審査し、当該報告に係る交付事業の成果が交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、「パラスポーツクラブ振興事業助成金額の確定（様式14）」により、団体に対し通知する。

- 2 協会は、完了報告書の内容を審査し、適正であると認めたときは、団体が指定する口座に助成金を振り込むものとする。
- 3 団体は、事業終了後に消費税及び地方消費税の申告により本事業助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに協会に報告しなければならない。なお、協会に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。
- 4 協会が団体に助成金の返還を求めたときは、団体はそれに応じて速やかに返還しなければならない。

(決定の取消等)

第13条 協会は、次の各号に掲げる場合には、対象事業としての決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができることとし、当該事由においては助成金の交付を取り消し、又は減額するものとし、「交付取消し（又は一部取消し）通知書」（様式15）により団体に通知する。

- (1) 団体が対象事業の決定内容又はこれに付した条件に不適合な運営を行い、かつ改善が認められない場合
- (2) 第11条に定める事業報告を怠ったまま、改善が認められない場合
- (3) 団体が法令違反等の反社会的行為を行い、対象事業を実施する上で相応しくない団体であると協会が判断した場合
- (4) 虚偽の申請・報告、その他不正な手段に基づいて助成金の交付決定を受けていることが判明した場合
- (5) 助成金を対象事業以外の用途、又は対象経費以外の用途に使用した場合
- (6) 天変地異等の事由により、事業の全部又は一部を実施、継続することができなかつた場合
- (7) 第9条第3項による事業の取り下げがあった場合
- (8) その他、協会が必要と認めた場合

- 2 前項各号該当の場合、団体は、交付決定年度にかかわらず受領した当該助成金を速やかに返還しなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第14条 協会が、前条の規定によりこの交付決定の全部又は一部を取消し、団体に返還を命じた場合において、団体はその命令に係る助成金の受領の日から納付までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させることができる。

- 2 協会が、第12条第3項の規定により団体に助成金の返還を命じた場合において、団体

がこれを期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 3 協会が、前条の規定によりこの交付決定の全部又は一部を取消し、団体に返還を命じた場合において、団体がこれを期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 4 団体は、本条第 1 項の違約加算金を期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 5 本条に記載する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間については 365 日の割合とする。

（助成金申請の一時停止）

第 15 条 協会は、第 13 条第 1 号から第 4 号までに基づき交付の取消しを行ったときは、団体に対し、当該処分を行った年度の翌年度から 5 年以内で、当事業及び協会が別に指定する助成金の受給対象者から除外することができる。

（経理処理）

第 16 条 団体は、対象事業の経理について対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後より、5 年間保存しておくなければならない。

- 2 助成対象経費の支払等の方法は、次に掲げるところによるものとする。
  - （1）助成対象経費の支払いは口座振込又は現金払いを原則とする。やむを得ずクレジットカードを使用した場合、当該助成対象経費の 95%を交付対象額とする。
  - （2）謝金の単価については、団体において定められている基準を踏まえ適切に定めること。

（対象事業の遂行）

第 17 条 団体は、対象事業の遂行に当たり、契約を締結し又は支払いをする場合、関係する法令を遵守して実施しなければならない。

（団体ガバナンスの確保）

第 18 条 団体は、本事業が東京都予算を財源とする公的助成であることに鑑み、自らの組

織について適切なガバナンス確保に努めなければならない。

- 2 本事業における助成を活用する団体は、スポーツ庁が策定した「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」の適合状況に係るセルフチェックシートによる自己説明を作成し、協会に提出しなければならない。なお、作成したチェックシートは協会ホームページで公表する。なお、セルフチェックシートは過年度に作成したものではなく、当該年度中に作成または更新したものを提出すること。
- 3 団体は、助成金を取り扱うに当たり、東京都及び協会に対し、適正な助成金の使用について、「事業申請書・誓約書」（様式1）により誓約しなければならない。
- 4 協会から助成金の交付を受ける団体は、公金取扱者を設置し、「公金取扱者・経理担当者 登録書」（様式1-2）により協会に申請しなければならない。

#### （安全確保）

- 第19条 団体は、対象事業の実施に際して、参加者等の安全確保に十分配慮しなくてはならない。また、万一事故等が発生したときには、団体の責任において対応するものとする。
- 2 前項に基づき、対象事業の実施に際し、スポーツ保険の加入に努めること。

#### （個人情報の取扱い）

- 第20条 団体は、対象事業の実施に伴って取得した個人情報を各々が保有する個人情報として適正に管理すること。
- 2 団体は、各々が保有する個人情報を相互に共同して利用する場合には、共同して利用する個人情報の項目、共同利用する旨、共同利用の目的、及び当該個人情報の管理について責任を有するものについて予め当該個人情報の本人が知ることができるよう措置すること。
  - 3 団体は、各々が保有する個人情報及び前項の規定により共同利用する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行うこと。
  - 4 団体の故意又は過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担により、これを解決すること。
  - 5 団体が、他の団体の保有する個人情報の取扱いについて、第三者に委託を行う場合は、当該委託を受ける者及びその者における委託した個人情報の取扱いに係る管理状況について、当該団体に文書で報告すること。
  - 6 団体は、対象事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等に予め定められた保存年限に従って保管した後、適正に破棄すること。

#### （雑則）

- 第21条 本事業の実施に際し、この要綱に定めのない事項は、都と協会が協議の上定める。

2 本事業の手続きのために協会へ提出した書類等について、都から依頼があった場合、協会から都に書類等を提供する場合がある。

#### 附則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

## 別表

事業種別・科目		金額	備考
日常活動費	謝金	7,000 円以内/日	事業運営に協力する指導者、講師、補助員等
	会場使用料	6,000 円以内/日	体育館、グラウンド、競技場、会議室等
研修会・講習会 (主催事業)	謝金	7,000 円以内/日	事業運営に協力する指導者、講師、補助員等
	会場使用料	6,000 円以内/日	体育館、グラウンド、競技場、会議室等
競技会・大会 (主催事業)	謝金	7,000 円以内/日	事業運営に協力する指導者、講師、補助員等
	会場使用料	6,000 円以内/日	体育館、グラウンド、競技場、会議室等
事務費		年度 10,000 円以内	事業運営において必要となる競技用消耗品費、通信費、印刷費、保険料